

XIV 佐賀県医師連盟・自民党佐賀県医療会支部

佐賀県医師会では、佐賀県医師会の目的を達成するために必要な政治活動、政党活動を行うことを目的として、佐賀県医師連盟と自民党佐賀県医療会支部の政治団体を結成している。

佐賀県医師連盟は、日本医師連盟との連携のもとに各種政治活動を行う。本連盟は佐賀県医師会会費とは別途に会費を徴収し、その運営費に充てるとともに日本医師連盟への寄付金にも充当する。但し、平成14年7月27日以降、入会は任意となり、申し出により会員資格を取得する。

自民党佐賀県医療会支部は、佐賀県医師連盟と表裏一体の活動を行う自民党佐賀県支部連合会傘下の政治団体（職域支部）である。本支部の活動費は佐賀県医師連盟からの寄付金をもって充てる。

◇ 佐賀県医師連盟規約（抄）

第1条 本連盟は佐賀県医師連盟と称し佐賀県医師会との連携のもとに、佐賀県医師会が掲げる目的を達成するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

第5条 本連盟は次の事業を行なう。

- (1) 国会、その他の職務代表の進出を助成する事項
- (2) その他本連盟の目的達成上必要なる事項

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 執行委員 | 若干名（内常任執行委員若干名） |
| (4) 会計監督者 | 3名 |

第7条 委員長は佐賀県医師会長をもってこれに充てる。

但し会長をこれに充てることができない場合は、佐賀県医師会副会長をもってこれに充てる。

2. 委員長は本連盟を代表し会務を総理する。
3. 副委員長は、佐賀県医師会副会長（委員長となったものを除く。）これに委嘱する。
但し佐賀県医師会副会長之にあたるを得ざるときは、理事の中より委員長これを委嘱する。
4. 副委員長は委員長に事故あるときはその職務を代理する。
5. 副委員長の順位は委員長及び副委員長の協議によりこれを決定する。
6. 執行委員は委員長が県医師会役員、郡市医師会長及び県医師会代議員にこれを委嘱する。その他必要がある場合には会員中より委嘱する。
7. 常任執行委員は執行委員の中から会長これを委嘱する。
8. 執行委員及び常任執行委員は会務を掌理する。
9. 会計監督者は、執行委員会の承認を経て委員長これを委嘱する。
10. 会計監督者は経理を監査する。